

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

徳島県人事委員会規則一 二一

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

- 一 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和四年十一月四日公布）附則第二項
- 二 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（令和四年十一月四日公布）附則第二項
- 三 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（令和四年十一月四日公布）附則第二項
- 四 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第九条第一項の規定による一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を改正する規則（令和四年十一月四日公布）附則第二項
- 五 学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和四年十一月四日公布）附則第二項
- 六 学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年十一月四日公布）附則第二項
- 七 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年十一月四日公布）附則第二項

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。